

令和4年

7月農業委員会総会議事録

■日 時	2022年（令和4年）7月14日（木）14：30～14：55	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（11名）</p> <p>（敬称略） （議席順）</p> <p>1 若林 主治    2 橋本 卓爾    3 辻野 清一    4 西辻 達佳    5 田口 榮男 6 藤原 松男    7 前田 敏行    8 岡田 如弘    9                    10 飯阪 保 11                    12 友田 博文    13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（2名）</p> <p>9 福本 敏行    11 森 勝義</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>藤原美津子    富永 利幸    西川 秀士    麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知受理について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p> <p>報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和4年7月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されています委員は11名です。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、9番、福本委員、11番、森勝義委員でございます。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>それでは、会議を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名人には、4番、西辻達佳委員さん、5番、田口榮男委員さん、御両名でお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>7月委員会議事日程、議案第1号から議案第3号、報告第1号から報告第3号になっておりますので、よろしくをお願いいたします</p>

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、1 番、福瀬町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局の西川です。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

物件の所在地は、福瀬町で、地目は、田 2 筆、面積は、合わせて 1 6 5 m<sup>2</sup>、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

立地基準につきましては、道路、鉄道、河川など、恒久的な施設などに区画された区域の面積に占める宅地面積の割合が 4 0 % を超えるため、第 3 種農地と判断します。

転用目的は、露天駐車場で、申請人は近隣の会社から要望を受け、事業用トラック 3 台及び従業員用 3 台の駐車場に転用を行うものです。

続きまして、森勝義委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は既に駐車場として使用されている。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。申請人に電話で確認したところ、申請内容に間違いなく、許可後速やかに登記地目を変更するとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんね、

異議なしということで、議案第 1 号、1 番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書 4 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定 1 件、賃貸借権の設定 1 件に関する申請を別表のとおり定めるものといたします。

議案第 2 号、1 番、阪本町の物件につきまして、事務局から説明願います。

議案書 5 ページ、1 番について説明させていただきます。

物件の所在地は、阪本町で、地目は、田 1 筆、面積は、1 6 3 m<sup>2</sup>、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

事務局

友田会長

事務局

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、集団的に存在する農地であるため、第1種農地と判断します。

転用目的は露天駐車場で、借り人は自宅敷地の駐車スペースが不足しているため、自宅の隣接地を父から使用貸借し、同居家族の通勤用の車、高齢の親のための福祉車両など、乗用車4台分、福祉車両1台分が必要なため駐車場に転用するものです。

続きまして、森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないものと思われる。貸し人及び借り人に確認したところ、申請内容のとおり間違いのないとのことで、許可やむを得ないと認めます」との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、1番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案第2号、2番、阪本町の物件につきまして、事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は、阪本町で、地目は、田1筆、面積は、2,252㎡、転用目的、貸し人、借り人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

立地基準につきましては、水道管と下水道管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあって、おおむね500m以内に市立芦部保育園及び西口歯科があるため、第3種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借り人は主に建設業を営んでおり、現在利用中の露天資材置場が手狭になったため、事業所から近い申請地を賃貸借にて型枠パネルなど建設用資材の露天資材置場に転用するものです。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

「申請地は現在、保全管理されている農地である。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないものと思われる。貸し人、借り人に確認したところ、申請内容のとおり間違いのないとのことで、許可やむを得ないと認めます」との

報告を受けています。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、2番については許可やむを得ないということで大阪府に報告いたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画7件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書7ページをお願いいたします。

議案第3号、1番、2番、東阪本町の物件について説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書7ページ、1番、2番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は、東阪本町で、地目は、田2筆、面積は、合わせて4,327㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の森富士雄推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手・借り手に電話で意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で水稻栽培を行うことを確認しました。申請どおり問題ありません」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、1番、2番については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、3番、坪井町の物件について説明願います。

事務局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は、坪井町で、地目は、田1筆、面積は、545㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、保全管理されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。借り手は、申請地で野菜を栽培する予定です。申請どおり問題ありません」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、3番については決定することといたします。

議案書7から8ページ、議案第3号、4番、5番、6番、小田町、観音寺町の物件につきましては、関連があることから一括説明願います。

事務局

議案書7ページから8ページ、4番から6番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地ですが、4番、小田町で、地目は、田1筆、面積は、1,004㎡、5番、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は1,160㎡、6番、観音寺町で、地目は、田1筆、面積は、987㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻野委員及び片桐推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を

電話でいたしました。貸し手は、申請地を貸すことに同意されており、申請どおり問題ありません」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、4番、5番、6番については決定することといたします。

続きまして、議案第3号、7番、仏並町の物件について、飯阪委員が農業委員会に関する法律第31条議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。

(飯阪保委員退席)

事務局から説明願います。

事務局

議案書8ページ、7番について説明させていただきます。

物件の所在地は、仏並町で、地目は、畑1筆、面積は、1,152㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、ハウスでイチゴ栽培されている農地であり、継続契約ということで双方に意思確認をいたしました。借り手は、引き続きイチゴを栽培する予定です。申請どおり問題ありません」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員会議においても、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく申し上げます。

友田会長

説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、7番については決定することといたします。

(飯阪保委員入室)

次に、報告案件に移ります。

議案書 9 ページ、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知受理について、農地の賃貸借権解約 1 件に関する通知を受理したので、別表のとおり報告いたします。

10 ページを御参照ください。

次に、議案書 11 ページ、報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用 3 件を専決により受理したので報告いたします。

12 ページを参照ください。

次に、議案書 13 ページ、報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、所有権移転 2 件を専決により受理しましたので報告いたします。

14 ページを御参照ください。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

その他、何か御意見ありましたら、質問等ありましたらお受けいたしますけれども、何かありませんか。ありませんか。

農業委員、推進委員さんもまだちょっと 1 年ほどあるんですけれども、早いなと思うんですけれども、そんな時期にかかっているということです。また、皆さんよろしくお願いいたします。

これで質問がなければ農業委員会を閉会させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

閉会時間 14 時 55 分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

委員

委員